

※ 平成30年8月30日 告示

基本方針の主な内容

1. 参入促進の意義

- ・新興国を中心とした世界の膨大なインフラ需要を取り込むことが、我が国経済の成長にとって重要
- ・相手国のインフラ整備が進むことで、相手国における経済・社会的な基盤の強化が進展
- ・日本の先進的な技術・ノウハウ・制度等の移転によるソフトパワーの強化、外交的地位の向上

2. 参入促進の方法

- ・案件形成段階から独立行政法人等の公的機関が積極的に関与し、日本の質の高いインフラを効果的にアピールする等により、我が国事業者が参入しやすい環境づくりを実現
- ・高速鉄道と都市開発を一体的に行う等の面的開発に積極的に関与
- ・我が国が優位性のある技術を活かしつつも、相手国のニーズに応じてカスタマイズ
- ・単独で海外に進出することが難しい中堅・中小企業等へ積極的支援 等



3. 各独立行政法人等の海外業務の考え方・具体的内容

- ①鉄道・運輸機構：高速鉄道に関する調査、設計、工事管理等
- ②水資源機構：水資源の開発・利用に関する調査・設計等
- ③都市再生機構：都市開発に関する調査・技術の提供等
- ④住宅金融支援機構：住宅ローン制度構築に関する調査・情報の提供等
- ⑤日本下水道事業団：下水道の整備・維持管理に関する技術的援助
- ⑥成田空港会社・中部空港会社：空港の整備・運営等
- ⑦高速道路会社：道路の整備・維持管理に関する調査、設計等
- ⑧国際戦略港湾運営会社：港湾の整備、運営等



高速鉄道に関する調査、設計、工事管理等



水資源の開発・利用に関する調査・設計等

4. 関係者の連携・協力

- ・国土交通省、独立行政法人等に加え、我が国事業者、関係省庁、JOIN、JICA、JBIC、NEXI等の公的機関が連携

5. その他

- ・独法等における推進体制の整備(人材育成等)
- ・独法等の業務実績を年度毎に公表 等